

施設の全面禁煙化に取り組む飲食店を応援します!!

鳥取県受動喫煙防止対策支援事業 補助金のご案内



健康増進法を一部改正する法律が公布されました (H30.7.25公布)

「健康増進法を一部改正する法律」では、施設の種類に応じて一定の受動喫煙防止対策が義務化されることとなりますが、小規模な飲食店等については、2020年4月以降も、一定期間は標識の掲示により施設内での喫煙が可能とされています。

| | | 経過措置 | |
|---------------------------------------|--------------------------------------|------------------------------------|--|
| A 学校・病院・児童福祉施設等、行政機関 旅客運送事業自動車・航空機 | 禁煙 (敷地内禁煙 ※1) | 当分の間の措置 | |
| B 上記以外の多数の者が利用する施設、 旅客運送事業船舶・鉄道 | 原則屋内禁煙 (喫煙専用室 (喫煙のみ) 内 でのみ喫煙可) | 【加熱式たばこ (※2)】 | 別に法律で定める日までの間の措置 |
| 飲食店 | | 原則屋内禁煙 (喫煙室 (飲食等も可) 内 での喫煙可) | 既存特定飲食提供施設 (個人又は中小企業 (資本金又は出資の総額 5000万円以下 ※3)) かつ 客席面積100㎡以下の飲食店 標識の掲示により喫煙可 |

そこで、「望まない受動喫煙」を防ぐため、積極的に施設の
全面禁煙化に取り組む小規模な飲食店へ施設改装費用を助成します!

改装経費
の2/3

上限
10万円

【対象施設】

既存特定飲食提供施設

飲食店、喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われる施設で、客席部分の床面積が100㎡を超えない施設。

※ただし、下記の1・2にあてはまる場合は対象外。

- 1 大規模会社 (資本金の額又は出資の総額が五千万円を超える会社。)
- 2 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社のうち、ア又はイに該当するもの
ア 一の大規模会社が発行済株式又は出資の総数又は総額の二分の一以上を有する会社
イ 大規模会社が発行済株式又は出資の総数又は総額の三分の二以上を有する会社



※県内禁煙イベント受賞作品

詳細は裏面へ

■「鳥取県受動喫煙防止対策支援事業」補助金について

【対象施設】

既存特定飲食提供施設 ※詳細はチラシの表面に記載

【補助対象経費】

(1) 受動喫煙防止対策事業

- ア 壁紙、カーテン等の改装、交換
- イ 喫煙室又は喫煙所の撤去
- ウ その他、知事が認めるもの

(2) 補助条件

事業完了日以降、当該施設を全面禁煙施設とすること（廃業した場合はこの限りではない）。

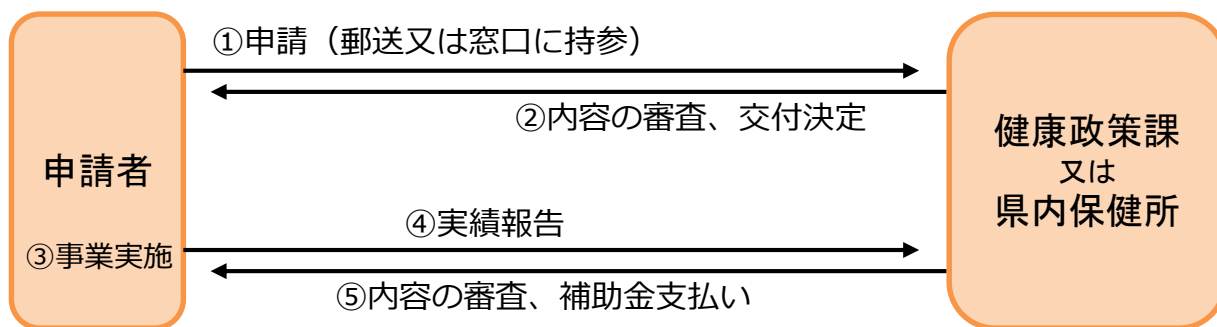


【補助率など】

(1) 補助率 2/3 (2) 補助上限 1施設あたり10万円

(3) 補助回数 1施設につき1回

■申請の流れ



■申請・問い合わせ先

制度の詳細については、県健康政策課へお問い合わせください。
申請は、県健康政策課又はお近くの県内保健所へご提出ください。

| 申請・問い合わせ先 | 住所 | 電話 |
|-------------------------------|---|------------------------------|
| 鳥取県福祉保健部健康政策課 | 〒680-0870 鳥取県鳥取市東町1丁目220 | 0857-26-7769 |
| 鳥取市保健所 保健総務課 | 〒680-0845 (令和2年5月1日まで) 鳥取県鳥取市富安2丁目104-2 さざんか会館2階 (令和2年5月7日から) 鳥取県鳥取市富安2丁目138-4 鳥取駅南庁舎 | 0857-22-8111 (鳥取市コールセンター) |
| 中部総合事務所福祉保健局 (倉吉保健所) 健康支援課 | 〒682-0802 鳥取県倉吉市東巖城町2 | 0858-23-3146 |
| 西部総合事務所福祉保健局 (米子保健所) 健康支援課 | 〒683-0802 鳥取県米子市東福原1丁目1-45 | 0859-31-9319 |

詳しくはとりネットホームページを御覧ください。

鳥取県 たばこ

検索

